

## 各自治体のコールセンター支援制度一覧-②【西日本】

前号に引き続いて、全国の自治体が行っているコールセンター誘致制度や支援制度等をご紹介します。第2回目は、西日本の自治体による支援制度です。

※本情報は2010年7月現在のもので、詳細等につきましては各自治体連絡先までお問い合わせください

自治体	●事業名(期間)	対象要件	助成内容/限度額
長野県 長野市	●雇用創出企業立地支援助成金	①雇用創出に関する助成 ②施設改修に関する助成	
	対象要件: ①②市内に事業所を新設・移設・増設すること ①②3年以内に市内から新規に次の常用雇用者を1年以上雇用すること (中小企業者の場合:15人以上、それ以外の場合:30人以上) ※都市計画区域外の場合:10人以上 ②上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が2000万円以上となること	助成額 ①雇用創出に関する助成:100人までの新規常用雇用者:1人につき10万円 101人以上の新規常用雇用者:1人につき20万円 ②施設改修に関する助成:施設改修に要する費用の1/2以内 限度額:①5,000万円 ②上記の常用雇用者数×100万円または5,000万円のいずれか低い額	
連絡先 長野市産業振興部産業政策課企業立地推進室 TEL 026-224-6751 <a href="http://www.city.nagano.nagano.jp">http://www.city.nagano.nagano.jp</a> 「各課のご案内」産業政策課のページへ			
岐阜県 岐阜県	●岐阜県企業立地促進事業補助金	コールセンター等に対する補助 ①土地、家屋、償却資産取得の場合 初期投下固定資産額5,000万円以上 かつ〈コールセンター〉 新規地元常用雇用者20人以上 (データセンター、ソリューションセンター) 新規地元常用雇用者5人以上 ②事業所賃借の場合 (コールセンター) 新規地元常用雇用者20人以上 (データセンター、ソリューションセンター) 新規地元常用雇用者5人以上	①初期投下固定資産額の10分の1以内(限度額:5億円) ②操業開始後60カ月以内の次に掲げる額(限度額:3億円) a. 事業所賃借料の2分の1以内(敷金、権利金等を除く) b. 通信回線使用料の2分の1以内 c. 新規地元常用雇用者1人につき30万円(雇用期間12カ月以上の者を対象とする)
	連絡先 岐阜県商工労働部企業誘致課 TEL 058-272-8370 <a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11342/guide/index.htm">http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11342/guide/index.htm</a>		
静岡県 静岡市	●静岡市企業立地促進事業補助金(事務所賃借事業)	市内においてコールセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成する	
	・本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事務所を賃借すること。 ・事務所の賃借借契約が平成19年4月1日以後に締結されており、その契約期間が2年以上であること。 ・事務所の床面積が300㎡以上または従業員数が30人以上であること。 ・事務所で行う業務について、概ね1年以上の実績を有すること。	建物賃借料の1/2 (敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く) 1年度につき500万円 補助対象期間:2年間	
連絡先 静岡市経済局商工部産業政策課企業立地担当 TEL 054-354-2407 <a href="http://www.city.shizuoka.lg.jp/deps/sangyoseisaku/">http://www.city.shizuoka.lg.jp/deps/sangyoseisaku/</a>			
和歌山県 和歌山県	●和歌山県の助成制度 試験研究施設、オフィス施設	①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信費補助金 ④オフィス賃借補助金 ⑤航空運賃低減化助成金	
	交付要件:新規地元雇用者と転入雇用者の総数 ※10人以上(紀南地域等は5人以上) 投下固定資産額等:②3千万円以上(事業用の賃借額を含む) その他:⑤新規立地企業の経営者及び被雇用者が業務上利用した場合に限る ※新規地元雇用者と転入雇用者は正社員に限る ※現在対象要件・助成内容の見直し中	①新規地元雇用者数×50万円(3年間適用) ②投下固定資産額等×30% ③通信回線使用料×50%(3年間適用) ④賃借料×50%交付(3年間適用) ⑤東京-南紀白浜の航空機を利用した回数×6000円 ※進出協定等の締結日から1年以内 限度額:新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20人未満:1億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20人以上30人未満:2億円 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 30人以上:3億円 新規地元雇用者と転入者は正社員に限る	
連絡先 和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課新産業立地班 TEL 073-441-2748 <a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/</a>			

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
和歌山市	●和歌山市の助成制度特定サービス事業 ①設置奨励金 ②用地取得奨励金 ③雇用奨励金 ④環境整備奨励金	
	・投下固定資産総額1億円(中小3千万円)以上 ・新規雇用者10人(中小5人)以上	①固定資産税・都市計画税相当額(3年間)(各年度2億円限度) ②事業用地取得費×10%(移設の場合は増加分、2億円限度) ③新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)×50万円 新規雇用者数(雇用保険のみ)×10万円(4千万円限度) ④緑地等工事費×50% インフラ整備費×50%(1千万円限度)
	●雇用奨励金に限る	
	・市内に住所を有する総雇用者50人(雇用体系にとらわれない)以上 ・新規雇用者5人以上	・新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)×50万円 ・新規雇用者数(雇用保険のみ)×10万円
	連絡先 和歌山市まちづくり局産業部企業立地課 TEL 073-435-1050 <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyo_sien/annai.html">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyo_sien/annai.html</a>	
田辺市	●田辺市の助成制度 情報通信業・特定サービス業 ①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④市有地の無償貸付	
	・投下固定資産総額3千万円以上(中小1千万円以上) ・新規雇用者5人以上	①ア.固定資産税相当額(5年間) イ.情報通信業及び特定サービス業で、新規立地した場合、立地に必要な施設の改修費×1/3(500万円限度) ②新規雇用者数×15万円(3年間100人限度)(2年目以降は純増分) ③ア.県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額 イ.情報通信業及び特定サービス業で、操業開始後1年以内に5人以上雇用する場合、民間施設の賃借料×1/2(3年間)(各期間1,000万円限度) ウ.のうちコールセンター、データセンターの場合は、賃借料及び通信回線使用料×1/2(3年間)(各期間1,000万円限度) ※県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イ及びウの補助率は、それぞれ1/4 ④情報通信業・特定サービス業で、投下固定資産総額2億円以上、かつ、新規立地に伴い当該事業所等に10人以上雇用する場合、市が指定した市有地を無償貸付(7年間限度)
	連絡先 田辺市産業政策課 TEL 0739-26-9931 <a href="http://www.city.tanabe.lg.jp/sangyo/index.html">http://www.city.tanabe.lg.jp/sangyo/index.html</a>	
白浜町	●白浜町の助成制度 ①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金	
	・3人以上の正社員雇用 ・営業開始3カ月前の申請	①ア.閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の1/2相当額(5年間) イ.新たに新增設した場合 固定資産税の2/5相当額(5年間) ②正社員雇用1人につき10万円(町内在住者に限る。) (限度額1,000万円)
	連絡先 白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 <a href="http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html">http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html</a>	
鳥取県	●①鳥取県企業立地事業補助金制度 ②情報通信関連雇用事業補助金 ③事務管理部門雇用創出事業補助金	
	要件 ① 地方公共団体が取得・造成した工業団地、知事が適当と認める土地に立地すること。投資額3000万円超。新規常用雇用者数20人以上(パート含む) ② 新規常用雇用者数20人以上(パート含む) ③ 1) 県内において事務管理業務を新たに行うこと(受託を含む) 2) 新規常用雇用者数5人以上(うち県外からの転入者2人以内)	① 1) 投下固定資産額×10% ② 1) 操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2(※期間5年以上のものに限る。5年間のリース料・賃借料の合計額が3000万円を超える場合を対象とする) ③ ① 1) 人件費:新規常用雇用者数1人につき50万円(5年間) 2) 通信料、借室料及び設備機器リース料の1/2(5年間) 限度額:①2億円②専用通信回線使用料:2,000万円。借室料:1,200万円③人件費:5,000万円(5年間で100人を上限)、通信料:500万円/年、借室料及び設備機器リース料:1,000万円/年 ※①②とも知事特認による限度額の増額あり
	連絡先 鳥取県商工労働部産業振興総室 TEL 0857-26-7220 <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoushinkou/">http://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoushinkou/</a>	
広島県	●広島市企業立地促進補助制度	
	対象要件 ・土地又は建物を新たに広島市内に賃借してコールセンターの新設を行う企業 ・新規操業開始に伴う常用労働者が30人以上 ・平成22年度(2010年度)～平成23年度(2011年度)の間に操業を開始する企業	①賃借料負担軽減(限度額なし) ・事業所の建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額の1/2の額を3年間分 ・市外企業(本店を広島市外に有する企業で、本市に初めて事業所を設置するもの)は事業所の建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額の1/2の額を5年間分 ②雇用奨励金(限度額なし) ・新規操業開始に伴い新たに雇用する常用労働者一人当たり年額60万円を1年間分
	連絡先 広島市経済局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 <a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/business/econ/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/business/econ/index.html</a>	
山口県	●山口県情報・通信産業等支援補助金	
	対象要件:この制度は、建物又は機械・設備を一部自社で投資される場合の制度となる。市町を通じて補助を実施 投資要件:3千万円以上(建物・機械・設備) ※過疎地域に立地する場合は、投資要件の適用なし 新規雇用従業員数:30人以上 対象地域:県下全域(制度を整備した市町)	①(専用回線使用料+家賃)×1/2以内 ②新規雇用従業員数×30万円以内 1回限り 限度額:①5千万円(1年間) 最長3年間
	連絡先 山口県商工労働部 企業立地推進室 TEL 083-933-3145 <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kigyo-r/">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kigyo-r/</a>	
徳島県	●コールセンターに対する優遇制度	
	コールセンター(インバウンドを主体とした事業) 助成対象:新設しようとする事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であること	①専用回線使用料:1/2の助成限度額:2,000万円/年 助成期間:5年間 ②事業所賃料:1/2の助成 限度額:2,000万円/年 助成期間:5年間 ③新規地元雇用:雇用者1人につき70万円(期間に定めのない労働者) 雇用者1人につき40万円(1週の所定労働時間が30時間以上の契約社員、パート社員) ※対象者:雇用保険法の被保険者であり、週所定労働時間が30時間以上であること 限度額なし助成期間:5年間 ④リース経費:1年目の経費の1/2(5年以上のリース機器が対象) 限度額:1,000万円助成期間:1年間 ⑤研修経費:新規雇用者を委託研修する場合10万円/人を限度に所要額の1/2を助成新規雇用者を企業内研修する場合5万円/人を限度に所要額の1/2を助成 ※採用後6ヶ月に満たない雇用者に県内で研修する場合に限る限度額:1,000万円/年 助成期間:5年間
	連絡先 徳島県商工労働部産業立地課 TEL 088-621-2155 <a href="http://www.onlyone-tokushima.jp/1/1.php">http://www.onlyone-tokushima.jp/1/1.php</a>	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
香川県	●香川県企業誘致条例(平成21年4月1日から4年間)	
	対象要件 新規常用雇用者50人以上(過疎・離島振興地域では25人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に50人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が50人(25人)以上であること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地を除く投下固定資産額の10%(但し、1年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前3年間と業務開始後1年間に投下した額)(3年間、但し2年目以降は純増分のみ)</li> <li>求人に要する経費(求人誌や新聞広告等の広告掲載費用等)の10%(3年間)</li> <li>事務所賃借料、通信回線使用料(専用回線)の1/2(3年間)</li> <li>通信機器賃借料は5年以上のリース機器の初年度分の1/2(初年度のみ)</li> </ul> ※求人に要する経費、事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年2,000万円を限度とする <ul style="list-style-type: none"> <li>新規常用雇用者数×30万円(3年間、但し2年目以降は純増員のみ)</li> <li>新規短時間労働者数×15万円(3年間、但し2年目以降は純増員のみ)</li> </ul> 限度額:5億円
	連絡先 香川県商工労働部産業政策課産業集積推進室 TEL 087-832-3355 <a href="http://www.pref.kagawa.jp/sangyo/syuseki/">http://www.pref.kagawa.jp/sangyo/syuseki/</a>	
高松市	●高松市企業誘致条例	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規常用雇用者30人以上(過疎・離島振興地域では25人以上)</li> <li>(新規常用雇用者数は、交付申請時に30人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が30人(25人)以上であること)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投下固定資産額×5/100(3年間、土地除く)</li> <li>新規常用雇用者数×20万円(3年間)</li> <li>新規短時間労働者数×10万円(3年間)</li> </ul> 限度額:3年間で2億円
	連絡先 高松市商工政課 TEL 087-839-2411 <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/11606.html">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/11606.html</a>	
東かがわ市	●東かがわ市企業誘致促進条例	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内新規常用雇用者25人以上</li> <li>(市内新規常用雇用者数は、交付申請時に25人以上在職しており、かつ交付申請時前6箇月の毎月末における在職者の平均が25人以上であること)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地を除く投下固定資産額の10%</li> <li>機器賃借料は5年以上リース機器の初年度分の50%</li> <li>市内新規常用雇用者数×20万円</li> <li>市内新規短時間労働者数×5万円</li> <li>助成合計限度額1億円</li> </ul>
	連絡先 東かがわ市商工観光室 TEL 0879-33-2750 <a href="http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/">http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/</a>	
土庄町	●土庄町情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>小豆郡内新規常用雇用者25人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郡内新規常用雇用者数×15万円(3年間、年間1,000万円まで)</li> <li>郡内新規常用雇用者に対する研修経費の1/2(1回のみ、1,000万円まで)</li> <li>事務所賃借料の1/2(3年間、年間500万円まで)</li> <li>※町以外の機関から補助金を受ける場合は、当該金額を差し引いた額の2分の1に相当する額</li> <li>求人に要する経費の10/100(3年間)</li> <li>限度額1企業当たり3,000万円</li> </ul>
	連絡先 土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 <a href="http://www.town.tonosho.kagawa.jp/">http://www.town.tonosho.kagawa.jp/</a>	
愛媛県	●愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱(平成24年3月31日まで)	
	対象要件 指定事業所に指定後1年以内に操業を開始すること 新規県内雇用20人以上(常用労働者に限る)	<ol style="list-style-type: none"> <li>投下固定資産額に係る奨励金交付額:投下固定資産の10~15%(限度額5億円)</li> <li>事業用資産の賃借料に係る奨励金交付額:適正な賃借料の1/2相当額を交付(限度額2,000万円・期間5年以内)</li> <li>通信回線使用料に係る奨励金交付額:適正な使用料の1/2相当額を交付(限度額2,000万円・期間5年以内)</li> <li>雇用促進に係る奨励金交付額:新たに県内から雇用した常用労働者数×50万円(限度額5億円)</li> </ol>
	連絡先 愛媛県経済労働部企業立地推進室 TEL 089-912-2474 <a href="http://www.pref.ehime.jp/soshiki.html">http://www.pref.ehime.jp/soshiki.html</a> 経済労働部企業立地推進室ページ	
松山市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱	
	対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者20人以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設の工事及び機器の購入に係る費用の1/2(5年以内)</li> <li>社員等の教育に係る費用の1/2(5年以内)</li> <li>オフィス及び通信機器等の賃借料の1/2(5年以内)</li> <li>専用通信回線利用料の1/2(5年以内)</li> <li>新規雇用1人につき30~55万円(5年以内)</li> </ol> 限度額:①+②+③+④=1億円 ⑤=4.5億円 総額5.5億円
	連絡先 松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 <a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/chiikike/">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/chiikike/</a>	
福岡県	●企業立地促進交付金	
	対象分野:以下の6分野 ① 知識創造型産業(情報関連産業(IT ロボット半導体の研究開発等)デジタルコンテンツ関連産業、ナノテク関連産業) ② 自動車関連産業 ③ 健康・医療・福祉関連産業 ④ 都市型工業(食品製造業印刷業金属・機械製造業等) ⑤ アジアビジネス(外国企業の日本統括拠点、対象分野の外国(外資系)企業) ⑥ 物流関連産業 コールセンターについては、制度対象分野の主にインバウンドのセンターとし、面積要件は500㎡超とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有型・重点地域立地の場合(オフィス) 土地及び建物所有:土地、建物、機械設備取得費の10% 限度額:10億円</li> <li>所有型・重点地域以外の市内に立地の場合(オフィス) 土地及び建物所有:建物、機械設備取得費の5.0% 限度額:1億円</li> <li>賃借型・重点地域賃借の場合(オフィス) 建物、機械設備の年間賃借料の1/3(賃借月額は4,000円/mを限度) 期間:3年(外国企業等は4年) 限度額:7,500万円(年間2,500万円)(外国企業等は限度額:1億円(年間2,500万円))</li> <li>賃借型・重点地域以外の市内に立地の場合(オフィス) 建物、機械設備の年間賃借料の1/3(賃借月額は4,000円/mを限度) 期間:1年限度額:5,000万円(重点地域:アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)</li> </ul>
	連絡先 福岡市経済振興局 TEL 092-711-4849 <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/investment/">http://www.city.fukuoka.lg.jp/investment/</a>	
北九州市	●企業立地促進補助金	
	対象業種:コールセンター他 要件:新規常用雇用が5人以上	<b>【設備投資に対する補助】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得分:設備投資の2%</li> <li>賃借分:年間賃借料の1/2(初年度のみ)</li> </ol> ※①②の合計額で、上限10億円 <b>【雇用に対する補助】</b> 交付対象者1人あたり30万円(短時間労働者は15万円) ※対象者:新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※交付上限額なし
	連絡先 北九州市産業経済局誘致課 TEL 093-582-2065 <a href="http://www.city.kitakyushu.jp/">http://www.city.kitakyushu.jp/</a>	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
佐賀県	●佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金(コールセンター分)	
	対象要件:電話やインターネットなどの通信回線を通じて顧客対応を集中的に行う窓口の設置を行う者で、県又は県の立ち合いの元で市町との進出協定を締結した者 1) 立地決定日から2年以内に操業を開始 2) 立地決定日から操業を開始して1年を経過した日までに新規地元雇用者数が20人以上	①建物、設備機器取得等補助:投資額の1/10 ②オフィス賃料補助:賃料の1/2(3年間) ③通信回線使用料補助:使用料の1/2(3年間) ④雇用促進奨励金:20万円×新規地元雇用者数(3年間) 限度額:①1億円、②3千万円、③8千万円、④なし
	連絡先 佐賀県企業立地課 TEL 0952-25-7097 <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/web/kigyouricchiguide.html">http://www.pref.saga.lg.jp/web/kigyouricchiguide.html</a>	
長崎県	●情報処理・IT関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) コールセンターなど:新規雇用者50人以上(過疎地域は25人以上)確保、投下固定資産額3千万円以上(離島は投資要件無し) 2) ファイナンスセンター・ソフトウェア開発センター・設計センター:新規雇用者11人以上(過疎地域は5人以上)確保、投下固定資産額3千万円以上(離島は投資要件無し) ※5年間の事業継続がなされること	①通信費:事業の用に供する通信費の1/2(離島地域、半島地域は1.5倍) ②賃借料:事務所賃借料の1/2(離島地域、半島地域は1.5倍) ③人件費:新規雇用者×30万円(事業開始時に100人以上雇用する場合は50万円/人)(離島地域は2倍、半島地域は1.5倍) ④設備補助:設備投資額の10%(離島地域、半島地域は1.5倍) 限度額①各年度4,000万円以下(3年間) ②坪単価1万円以下(3年間) ③1人1回限り④当初1年間の投資(リースに関しては当初1年間の契約に関する3年分の実支出)額に限る 備考(共通):3年間の補助金総額2億4,000万円限度(離島・半島地域は3億6,000万円限度)。事務所開設から6ヶ月以内に要件を満たした場合に補助
	連絡先 長崎県産業労働部企業立地課 TEL 095-895-2657 (財)長崎県産業振興財団 企業誘致推進グループ TEL 095-820-8890 <a href="http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/">http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/</a>	
長崎市	●長崎市企業立地奨励条例(平成25年3月24日まで)	
	①対象事業者 ・法人税の申告を3年度以上実施している法人又はその連結子会社 ・国内外で5事業年度以上事業活動を行っている外国法人 ・上記の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人 ②長崎地域基本計画に規定する5分野の産業(指定集積業種) ○造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ○産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ○情報通信関連産業→コールセンターを含む ○食品関連産業(農林漁業関連業種) ○医工連携関連産業 ○その他 ③投下固定資産、雇用人数(正規1、非正規0.75、短時間0.5換算) a. 建物建設の場合 中小企業者等-5千万円以上5人以上(増設・移設1人以上) その他の企業-5億円以上15人以上(増設・移設は対象外) b. 建物借上の場合(投下固定資産要件なし) 中小企業者等-5人以上 その他の企業-15人以上(増設・移設は対象外) ※投下固定資産額には、土地・建物・償却資産を含む(消費税を除く)。	a. 建物建設の場合 ■施設等整備奨励金 交付期間5年間(分割交付) 投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に下記の割合を乗じた額 □指定集積業種(上限15%) 5%+(操業時雇用従業員数-1)×0.25% b. 建物借上の場合(投下固定資産要件なし) ■土地等賃借奨励金 交付期間5年間 建物賃借費用に下記の割合を乗じた額 □指定集積業種(上限50%) 25%+(操業時雇用従業員数-1)×0.25% abとも ■雇用奨励金 交付期間3年間 雇用形態 単価(障害者加算) 正規 50万円/人(+20万円) 非正規 30万円/人(+20万円) 短時間 15万円/人(+15万円) ※2年目、3年目は、操業日から1年後、2年後に、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となる。 ■総限度額 合計10億円
	連絡先 長崎市商工部産業雇用支援課 TEL 095-829-1313	
佐世保市	●佐世保市企業立地促進条例	
	対象要件 1) 大企業 投下固定資産額1億円以上かつ20人以上 2) 中小企業 投下固定資産額3,000万円以上かつ10人以上 ※雇用者数の適用条件は、5年以内に達成することとする。	①賃借料:賃料の1/2(5年間) ②人件費:50万円/人 ③固定資産税相当額:5年間 限度額:①各年度6千万円 ②5千万円 ③5年間で3億円
	連絡先 佐世保市企業立地・観光物産振興局 TEL 0956-24-1111	
島原市	●島原市情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規雇用者20人以上	①人件費:5万円/人 ②駐車場賃借料:新規駐車場賃借料の1/2 限度額:①②合わせて3年間 1千万円
	連絡先 島原市産業政策グループ TEL 0957-68-1111	
大村市	●大村市コールセンター補助金	
	対象要件 1) 新規雇用者20人以上 2) 雇用者数は事務所開設後5年以内	①賃借料:賃料の1/8(3年間) 限度額面積:2坪×従業員数 単価:1万円/月・坪 ②人件費:15万円/人 限度額:なし ③建設補助金:1) 新築:1万円/㎡ 限度額:2500万円 2) 改築:5000円/㎡×改築面積と実額の少ない方 限度額:1千万円
	連絡先 大村市商工観光部商工振興課 TEL 0957-53-5919	
平戸市	●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金	
	対象要件 1) 新規雇用者20人以上	①設備投資費:開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の1/3 ②賃借料:事務所賃借料の1/8 ③人件費:新規雇用者×15万円 限度額①+②+③ 3年間で3,000万円
	連絡先 平戸市観光商工課 TEL 0950-22-4111	
対馬市	●情報処理サービス業の支援制度	
	対象要件 投下固定資産総額 2,700万円以上(市長が特に必要と認めた者については、この限りではない) 新規常用雇用者 10名以上	奨励措置 雇用奨励金(対象) 事業を開始したと認めた日から引き続き1年以上雇用されている新規常用雇用者に1回限り(限度額1,000万円) 正社員 1名当たり20万円 パートタイマー 1名当たり10万円
	連絡先 対馬市地域再生推進本部 TEL 0920-53-6111(内線307)	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
岐阜市	●岐阜市情報通信関連企業立地促進事業	
	対象要件 1)新規雇用者及び派遣社員25人以上	①人件費:15万円/人 ②賃借料:事業所等の賃借料の1/8(3年間) ③設備:改修費5000円/㎡×改修面積又は実額の少ない方 ④賃借料(住居賃借料)1/2助成 月額5万円×12ヶ月限度(高熱水費・共益費含まず)2名まで ⑤2)社用車リース代助成(1/2)1台限り 3年間 限度額:①+②+③ 3年間の総額3,000万円以内
	連絡先 岐阜市観光工商課 TEL 0920-44-6111	
五島市	●五島市工場等設置奨励条例	
	対象要件 1)新規雇用者11人以上	①固定資産税相当額の助成金(3年間) ②新規雇用1人につき20万円(新卒者雇用の場合は25万円) 限度額:年間1千万円(3年間)
	連絡先 五島市商工振興課 TEL 0959-72-7862	
西海市	●西海市企業立地奨励条例	
	対象要件 ・新規雇用者20人以上(中小企業にあつては10人以上)※新設の場合 ・新規雇用者10人以上(中小企業にあつては5人以上)※増設の場合	・新規雇用1人につき30万円(新卒者雇用の場合は50万円) ・固定資産税の減免(3年間) ・市有財産の貸付料減免(3年間)
	連絡先 西海市さいかい力創造部まちづくり推進課 TEL 0959-37-0064	
雲仙市	●雲仙市工場等設置奨励に関する条例	
	①固定資産税の減免又は不均一課税 1)投下固定資産額2,700万円以上 2)新規雇用者10人以上 ②工場等施設整備奨励金 1)投下固定資産額(土地代除く)1億円以上 2)新規雇用者10人以上 ③工場等立地奨励金 1)投下固定資産額2,700万円以上 2)新規雇用者10人以上 ④雇用奨励金 1)投下固定資産額(土地代除く)1億円以上かつ新規雇用者10人以上 又は 2)新規雇用者20人以上	①固定資産税の減免又は不均一課税 ②工場等施設整備奨励金(3年に分けて支給 限度額:2億円) 投下固定資産額×雇用人数により算出した支給額(5%~10%) ③工場等立地奨励金(3年間支給) ①により不均一課税された納税額を奨励金として支給 ④雇用奨励金 1)30万円/人 2)20万円/人
	連絡先 雲仙市農林水産商工部商工労政課 TEL 0957-38-3111	
南島原市	●南島原市企業等設置奨励条例	
	対象要件 1)投下固定資産額3,000万円以上 2)新規雇用者5人以上	①設備投資費:投下固定資産総額(リースを除く)の6%~12% ②通信費:事業の用に供する通信費の25% ③賃借料:事務所賃借料の25% ④人件費:新規雇用者×30万円 限度額①3年間で2億円、②3年間で1,000万円、③3年間で4,000万円、④1人1回限り5,000万円
	連絡先 南島原市企画振興部商工観光課 TEL 050-3381-5032	
新上五島町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1)新規雇用者及び派遣社員25人以上	①人件費:15万円/人 限度額:1,000万円
	連絡先 新上五島町産業再生推進本部 TEL 0959-53-1111	
熊本県	●産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	補助要件(コールセンター等の要件) 対象地区:県内の人口集中地区→国勢調査をベースに定義 投下固定資産額と投下リース資産額の合計:3千万円以上 県民の新規常用雇用者数:50人以上 立地協定:県または県が立会人となって市町との間で立地協定を締結 操業開始:立地協定から1年(建物の新・増設を伴うものは2年)以内に操業を開始	補助対象経費及び補助額 1)投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×10% 2)事業所の年間賃借料×1/2(操業から4年間) ※3.3㎡当たり月額1万円を上限とし、1年間の補助額は1千万円を上限 3)事業の用に供する専用通信回線使用料×1/2(操業から4年間) 4)新規雇用者数×10万円(操業から3年間) 補助限度額:5億円
	連絡先 熊本県商工観光労働部新産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328 <a href="http://www.kumamoto-investment.jp/">http://www.kumamoto-investment.jp/</a> 企業立地ガイドKUMAMOTO	
熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度	
	対象者:市内に事業所を新設・増設・移設する企業 情報提供サービス業(コールセンターを含む)の要件 (業種詳細は下記HP参照) ・新設・増設:以下の市内居住の新規常用従業員数を満たすこと。 ・新設10人以上(中小企業者は5人以上)、増設5人以上 ・移設:土地取得費が1億5千万円以上	交付内容(新設・増設) ①施設設置補助金:固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税の相当額(3か年度分) ②用地取得等補助金:土地取得 土地取得費の10% 賃借3年間分の土地・建物の賃料(敷金、共益費等を除く)の1/2 ③雇用促進補助金:新規常用従業員数1人につき補助金を交付 正社員50万円 正社員以外15万円(3年間) ※2年目及び3年目は、前年より10人以上増加した場合に限り、当該増加分について交付 ④設備投資補助金:投下固定資産額×10%(家屋・償却資産のみ、土地を除く) ※投下固定資産取得額が3億円以上の場合に限り交付(リースを除く) 限度額:20億円(①~④の合計額) 交付内容(移設) 用地取得等補助金:土地取得費の10%(限度額20億円)
	連絡先 熊本市産業政策課 TEL 096-328-2375 <a href="http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/">http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/</a> 「経済・ビジネス」ページ	
八代市	●八代市企業振興促進条例	
	対象業種:情報通信業、複数の県の区域に係る業務を処理する事務所(コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンターなど)、製造業など 奨励措置(適用工場等の指定)の要件:土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が2,000万円を超えること。 新設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が10人以上 増設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が5人以上 ※複数の県の区域に係る業務を処理する事務所の場合 新設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が30人以上 増設の場合:新規雇用者(パートを除く)の数が10人以上	①固定資産税の減免 新設初年度~3年度:100% 4年度~5年度:50% 増設初年度~3年度:50% ②工場等建設補助金(新設の場合):投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合 新規雇用者数10人以上40人未満:投下固定資産総額×2%(土地代を除く) 限度額:1億円 新規雇用者数40人以上:投下固定資産総額×3%(土地代を除く) 限度額:2億円 ③用地取得等補助金(新設の場合):投下固定資産総額が1億円以上の場合、土地の取得価格の30/100(限度額5,000万円)を交付する。また、工場等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1/2(限度額1,000万円) ④雇用奨励金:新規雇用者1人につき、年間20万円(限度額5,000万円)
	連絡先 八代市企業誘致課 TEL 0965-32-3662 <a href="http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/">http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/</a>	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度	
	対象要件 情報サービス業 建物、機械装置、備品(土地を除く)などの取得価格の合計額が、 ①新設は5,000万円を超え、常時雇用する従業員数が10名以上であること。 ②増設は、2,000万円を超え、常時雇用する従業員数が5人以上であること。	①工場等設置奨励金(3年間) 1年目 納税された固定資産税額の100% 2年目 納税された固定資産税額の80% 3年目 納税された固定資産税額の60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業開始の日から雇用し、一年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり20万円、600万円を限度。
	連絡先 山鹿市商工観光部商工課(企業誘致推進室) TEL 0968-43-1413 <a href="http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/">http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/</a> 農林業・商工業→商工業→商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」	
天草市	●天草市企業立地促進条例	
	①・投下固定資産総額:新設2,000万円以上、増設1,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ②・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ③・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上 ④・投下固定資産総額:新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設・増設10人以上 ⑤・雇用従業員(常時雇用・市内居住):新設10人以上、増設5人以上	①固定資産税の課税免除:固定資産税3箇年課税免除 ②工場等建設補助金:投下固定資産総額×5% (上限5,000万円) ③用地取得補助金:用地取得費×30% (上限1億円) ④雇用奨励金:1人当たり30万円(上限3,000万円) ただし、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設においては、投下固定資産総額が5,000万円未満であっても、新規雇用者が10人以上の場合、雇用奨励金を交付することができる。 ⑤土地建物賃借補助金:操業開始から3年以内の土地建物賃借料(1年間の上限150万円)ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く
連絡先 天草市商工観光課産業支援係 TEL 0969-32-6787 <天草地域産業・雇用創出協議会HP> <a href="http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/">http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/</a>		
大分県	●大分県コールセンター企業立地促進補助金	
	対象要件:設備投資額が3,000万円以上であること 事業所の操業に伴う新規地元雇用数が30人以上であること 専らコールセンターを業として行うものであること 大分県企業立地促進補助金及び大分県大規模投資促進補助金の適用を受けてないこと	①設備投資額:事業所新設に伴う用地の取得・造成、建物の建設、機械設備並びに附属施設の取得(賃貸の場合の内装工事費を含む)に要した経費 設備投資額×3%以内(土地又は建物を取得する場合は、設備投資額×15%以内) ②人件費:雇用者数×50万円以内(大分市に立地する場合は、雇用者数×25万円以内) ③通信費:事業所の用に供する専用通信回線使用料×1/2以内(3年間補助) ④賃賃料:事業所の賃賃に要した経費×1/3以内(3年間補助) 限度額:①②合わせて1億円 ③9,000万円(3,000万円/年) ④9,000万円(3,000万円/年)
連絡先 大分県企業立地推進課 TEL 097-506-3246 <a href="http://www.pref.oita.jp/14050/guide/yugu/hojo_ken.html">http://www.pref.oita.jp/14050/guide/yugu/hojo_ken.html</a>		
大分市	●企業立地促進助成制度	
	対象業種:1)製造業、2)大分流通業務団地へ立地する企業、3)情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、学術研究、専門・技術サービス業 対象要件:【設備投資額】 新設 10億円以上(中小企業2億円以上) 増設・移設 10億円以上(中小企業1億円以上) 【新規雇用従業員数】 新設 20人以上(中小企業5人以上) 増設・移設 10人以上(中小企業2人以上) ※)コールセンター業については、同業務のみではなく、それに加え情報処理・提供サービス業務など、対象業種 3)に挙げられた業種に該当する業務を行なうものを対象とする。 ※ 3)情報サービス業等については新設のみ対象。また設備投資額を要件としない。	①設備投資助成金 設備投資額×5%以内の額(限度額5億円) ②新規雇用従業員の数×50万円以内(限度額1億円) ①+②の合計限度額5億円(単年度2億円を上限とする分割方式)
連絡先 大分市産業振興課 産業振興係 TEL 097-534-6111(内線:1622)		
宮崎県	●企業立地促進補助金	
	対象要件 ① 県外誘致企業:新規県内雇用者6人以上 ② 県内立地企業:新規県内雇用者51人以上 ③ 特定団地立地企業 <sup>※1</sup> :新規県内雇用者6人以上 ④ 大規模立地企業:新規県内雇用者301人以上、かつ投資額1億円超 ※1 宮崎フリーウェイ工業団地(高原町)に立地する企業	① 雇用割:新規雇用者1人当たり30万円、投資割:投資額の4% 限度額:5億円 ② 雇用割:新規雇用者1人当たり15万円、投資割:投資額の2% 限度額:2.5億円 ③ 雇用割:新規雇用者1人当たり30万円、投資割:投資額の6% 限度額:5億円 ④ 雇用割:新規雇用者1人当たり45万円、投資割:投資額の6% 限度額:8億円 ①~④共通年間高速通信回線使用料の80% <sup>※2</sup> 、施設整備費の50% <sup>※3</sup> ※2 専用通信回線等を利用して事業を行う場合の年間高速通信回線使用料が対象 (①~③は年間限度額2,000万円×3年間、④は年間限度額2,000万円×5年間) ※3 既存施設に入居して改装等する場合の経費が対象(1㎡あたり25,000円を限度)
連絡先 宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 TEL 0985-26-7096 <a href="http://www.miyazaki-investment.com/">http://www.miyazaki-investment.com/</a>		
宮崎市	●企業立地奨励制度	
	対象要件 ①誘致企業:新規雇用6人以上 ②工場企業:新規雇用6人以上 ③大型立地企業:新規雇用300人以上かつ投資1億円超 ④新設:新規雇用20人以上 ⑤増設:新規雇用40人以上	①雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の4% 限度額:3億円 固定資産税助成 初年度100% 2年度80% 3年度60% 事業所税助成3ヵ年度 ②雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の2% 限度額:1億円 固定資産税助成 初年度100% 2年度80% 3年度60% 事業所税助成3ヵ年度 ③雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の4% 限度額:4億円 固定資産税助成 初年度100% 2年度80% 3年度60% 事業所税助成3ヵ年度 ④賃料助成金:賃借料の1/2以内 月限度額100万円×24ヵ月 限度額:2,400万円 ⑤賃料助成金:賃借料の1/3以内 月限度額50万円×12ヵ月 限度額:600万円
連絡先 宮崎市観光商工部工業政策課企業立地係 TEL 0985-21-1793 <a href="http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1202255959230/index.html">http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1202255959230/index.html</a>		
延岡市	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①新規雇用者が中小企業5人以上もしくは大企業10人以上 ②投下固定資産総額が中小企業5,000万円以上、大企業3億円以上で、かつ常時雇用者中小企業5人以上、大企業10人以上 ③②の要件かつ新規雇用30人以上 ④新規雇用3人以上 ⑤新規雇用30人以上	①新規雇用者1人当たり20万円 限度額:1,000万円 ※雇用は延岡市民に限る、通信回線年間使用料の80%3年間(県の制度併用の場合20%を3年間)限度額500万円/年、専用通信回線等の設置費の100% 限度額10万円(1回限り) ②固定資産税3年間課税免除、用地取得助成金(取得価格の最大50% 限度額5,000万円) + ①の助成内容 ③自社の同一施設に貸しオフィスの新設した場合:賃貸施設新設費用50% 限度額1.5億円 ④オフィス賃借料の50%を2年間(限度額1年目10万円/月、2年目5万円) ⑤オフィス賃借料の50%を2年間(限度額100万円/月)
連絡先 延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL 0982-22-7035 <a href="http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougou/kigyou/">http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougou/kigyou/</a>		

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
日向市	●企業立地促進条例奨励措置	
	対象要件 ①新規雇用5人以上 ②新規雇用(正社員・準社員・契約社員)5人以上 ③投下固定資産総額5,000万円以上	①新規雇用者1人当たり20万円 限度額1,200万円、通信回線年間使用料の80%3年間(県の制度併用の場合20%を3年間)限度額500万円/年、専用通信回線等の設置費の100% 限度額10万円(1回限り) ②オフィス賃借料の1/2以内 限度額500万円/年 5年間 ③固定資産税3年間課税免除 ※雇用は日向市民に限る
	連絡先 日向市産業経済部商工港湾課港湾・企業立地係 TEL 0982-52-2111 <a href="http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html">http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html</a>	
日南市	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①新設:新規雇用5人以上 ②増設:新規雇用3人以上 ③新規雇用3人以上29人以下 ④新規雇用30人以上99人以下 ⑤新規雇用100人以上	①②共通 新規雇用者99人以下の場合1人当たり24万円、100人以上の場合1人当たり36万円 ※障がい者は1.5倍の金額 ※限度額:1億円 ※対象は日南市民のみ、1人1回に限る 通信回線年間使用料80%3年間(県の制度併用の場合20%を3年間)年間限度額500万円/年 施設改修費の25% 限度額1,000万円 企業立地助成金:用地取得の1/4 限度額2,000万円、施設整備費総額の1/2 限度額1,000万円 固定資産税:①3年間課税免除、②固定資産税3年間不均一課税(※税率0.533/100) オフィス賃借料の50% ③限度額20万円/月 2年間、④限度額100万円/月 2年間、⑤限度額なし(3年間)
	連絡先 日南市産業経済部商工課 企業立地・ポートセールス係 TEL 0987-31-1169 <a href="http://www.city.nichinan.lg.jp/">http://www.city.nichinan.lg.jp/</a>	
高鍋町	●企業立地促進条例	
	対象要件 新規雇用5人以上かつ投下固定資産総額2,500万円以上	新規雇用者1人当たり12万円、限度額1,000万円 ※雇用は高鍋町民に限る 人材育成補助金:1人1,000円 3年間、年間限度額10万円、1人1回限り 1,000㎡以上の用地取得価格の30%、限度額3,000万円 1件200万円以上の整備費の50%、限度額2,000万円 通信回線等の年間使用料80% 3年間(県と制度併用の場合20%)年間限度額500万円 専用通信回線設置にかかる費用 限度額10万円 オフィス賃借料の50% 3年間、年間限度額500万円 固定資産税3年間課税免除
	連絡先 高鍋町政策推進課総合政策係 TEL 0984-26-2018 <a href="http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/attractingInfo/kouhochi.html">http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/attractingInfo/kouhochi.html</a>	
鹿児島県 鹿児島市	●鹿児島市企業立地促進補助金	
	(1) 新規雇用者30人以上(※)で設備投資額が10億円未満 (2) 新規雇用者30人以上(※)で設備投資額が10億円以上 ※中心市街地に立地する場合は、10人以上	(1) ①設備投資額×2%+新規雇用者数×30万円(初年度のみ)、 限度額:1,500万円 ②固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×50%(3年間)、 限度額:1,500万円(500万円/年) ③オフィス賃借料×50%(3年間)、限度額:3,000万円(1,000万円/年) ④通信回線使用料×50%(3年間)、限度額:1,000万円(350万円/年) ⑤研修費×50%(3年間)、限度額:1,000万円(350万円/年) ⑥企業内託児所運営費等×50%(3年間)、 限度額:1,000万円(350万円/年) (2) ①設備投資額×6%(初年度のみ)、 限度額:1億5,000万円 ②固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×50%(3年間)、 限度額:1億5,000万円(5,000万円/年) ③オフィス賃借料×50%(3年間)、限度額:3,000万円(1,000万円/年) ④通信回線使用料×50%(3年間)、限度額:1,000万円(350万円/年) ⑤研修費×50%(3年間)、限度額:1,000万円(350万円/年) ⑥企業内託児所運営費等×50%(3年間)、 限度額:1,000万円(350万円/年) ※③、④、⑤、⑥は中心市街地に立地する場合に限る。
	連絡先 鹿児島市経済局商工振興部雇用開発課 TEL 099-216-1314 <a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/">http://www.city.kagoshima.lg.jp/</a>	
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	対象要件 ・新規地元雇用者8人以上 ・設備投資額2,000万円以上(リース費用含む)	①新規地元雇用者数×12万円(新規雇用者1人につき1回限り助成)(3年間) ②オフィス賃借料×1/4(3年間) ③通信回線使用料×1/4(3年間) ④研修費5万円/人(3年間)  限度額:①2千万円 ※②+③+④の合計交付限度額 1千5百万円(1年間) 4千5百万円(3年間)
	連絡先 奄美市産業振興部商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線1424・1421) <a href="http://www.city.amami.lg.jp/">http://www.city.amami.lg.jp/</a>	
沖縄県 沖縄県	●通信コスト低減化支援	
	対象要件 3年間で20名以上の県内新規雇用(パートを含まず)が見込まれること、 または3年間で10名以上の高度な専門知識を有する人材の県内新規雇用(パートを含まず)が見込まれること。	○ 民間通信業者が提供する広域インターネット網サービスを利用して、沖縄と県外を結ぶ通信回線の通信費の一部を県が補助(本島は1/2、先島は2/3)する。 ○ その他支援策 1 情報産業核人材育成支援事業: ①プロジェクト・マネージャー等育成のための県外企業へのOJT費用を一部助成。 ②企業内技術研修にかかる費用の一部助成。 ③技術要素全般を習得するための講座提供。 2 情報通信産業振興地域による税の優遇措置:対象地域内で1000万円を超える情報通信業務要設備を新・増設した法人に対し、国税(法人税)・県税(事業税・不動産取得税)・市町村税(固定資産税・事業所税)の優遇措置
	連絡先 沖縄県観光商工部情報産業振興課 TEL 098-866-2503 <a href="http://www.pref.okinawa.jp/iipd/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/iipd/index.html</a>	

# JTA NEWS TOPICS

JTA NEWS Vol.162

## Contents

- 各自治体のコールセンター支援制度一覧②【西日本】.....1
- 新入会員のご紹介、協会日誌.....8

### 次号予告

「JTA NEWS」Vol.163では、「関連業界レポート① 録音データの活用について(仮)」などを掲載する予定です。  
※掲載内容は変更する可能性があります

## 協会日誌

### 7/13 理事会

#### ① 理事選任ならびに常任理事互選

・株式会社NTTソルコ 代表取締役社長武藤 弘和氏、ならびに東日本電信電話株式会社 コンシューマ事業推進本部 営業推進部長 企画部長 兼務の阪本 作郎氏を理事に選任するとともに常任理事として互選した。

#### ② JTAコンタクトセンターセミナー2010 in 札幌の開催

・今年度中に、札幌において同セミナーを開催することとなった。

#### ③ 総務委員会の今後の進め方

・当面の取り組み事項、具体的なスケジュール等について承認した。

#### ④ 入退会

・5月18日の理事会以降の入退会社を承認した。

### 7/15 事業委員会

#### ① テレマーケティングガイドブックVOL.20

・総ページ数、広告の取扱い、企画内容等について討議した。

#### ② JTAスケール

・下半期に行う新講座のテーマ、講師案について討議した。

### 8/4 広報委員会

#### ① JTA NEWSの発行

・9月号：自治体によるコールセンター支援制度 西日本編を掲載することとなった。  
・録音装置(音声データ)の活用法の取材記事を掲載することとなった。

#### ② 会員ニュースのホームページ掲載

・会員ニュースの送信依頼を会員責任者・担当者宛に送ることとなった。

#### ③ 日本流通産業新聞への広告出稿

・同紙のテレマーケティング特集号に掲載する広告案について討議した。

**お答えします。**  
テレマーケティングの  
あらゆる「？」

テレマーケティング電話相談室

**03-5289-0404**

受付時間 10:00～16:00(土曜・日曜・祝日を除く)

## 新入会員のご紹介

### エヌ・ティ・ティ・ビジュアル通信株式会社

Support

代表者：代表取締役社長 小野 喜世彦

本社所在地：東京都港区虎ノ門3-8-8 NTT虎ノ門ビル

ホームページ：<http://www.nttvics.co.jp/>



#### プロフィール 提供している商品・サービス紹介

弊社は、ICTの先端テクノロジーを提供する会社として、WEB会議サービス、コンテンツ配信サービスのほかマーケティングリサーチにも積極的に取り組んでいます。

また、コンタクトセンター様向けにゼンハイザーコミュニケーションズ社のヘッドセットを提供しています。音楽・放送業界ではナチュラルな音声で定評があり、群を抜く音質、装着感、耐久性に加えて、突発的な大音量から耳を防御する先進の安全機能(ActiveGard™)を装備したプレミアム・ヘッドセットを是非お試しください。

お客様のお悩みシーン別に『売る』を助ける、『売れる』を支えるためのご案内をホームページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

### サンテレホン株式会社

Support

代表者：代表取締役社長 大田 義実

本社所在地：東京都中央区日本橋人形町2-26-5 日通人形町ビル 5F

ホームページ：<http://www.suntel.co.jp/>



#### プロフィール 提供している商品・サービス紹介

当社は、通話録音装置やヘッドセットなど各種音声系通信機器をはじめ、ネットワーク機器や各種ケーブルなど情報通信インフラに係わる、製品をワンストップで販売する専門商社です。

北海道から沖縄まで全国をフルカバーする販売ネットワークを基盤とし、最新の情報・技術・製品をトータルでご提案いたします。

系列に属さない独立系の当社では、情報通信関連メーカー及び商社のすべての商材をフリーハンドで自由な立場から選択し全国2800社にのぼる得意先様へ最善のものをコーディネートして提供するマルチベンダー機能を有するVAR(付加価値再販事業者)です。

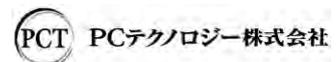
### PCテクノロジー株式会社

Agency

代表者：代表取締役社長 野口 政夫

本社所在地：東京都台東区元浅草1-1-1 パシフィックシティ 新御徒町ビル

ホームページ：<http://www.pct.co.jp/>



#### プロフィール 提供している商品・サービス紹介

弊社は、NEC 49%資本の関連会社で、主にパーソナルコンピュータを中心としたサービス・サポートを行っている企業でございます。そのため、コンタクトセンター事業の他に、

・お客様に快適なソリューションを提供するITサービス事業

・パソコンのメンテナンスや情報の消去、リサイクル、リユースを行うサービス販売事業があり、企業内でのパソコンに関する「こまった」に対するベストソリューションをご提案いたします。(貴社、使用済みPCを買い取りいたします。「情報消去・消去証明書発行」)

また、コンタクトセンター事業では、センター運営の他、構築支援・人材教育支援(クレーム対応、ストレスマネジメント等)も合わせて行っておりますので、業務でお困りのことがあれば、何なりと御相談ください。今後とも、業界発展のため、努力致しますので何とぞ宜しく御願ひ致します。